

無料です!!

国民健康保険「特定健診」(個別) 後期高齢者医療「しなやか健診」を受診しましょう

● 住民課国民健康保険係・高齢者医療年金係 ☎64-7702 ●

健診は病気の早期発見・早期治療を目的にした健康診断です。

国保特定健診は3月下旬、しなやか健診は4月中旬に受診票を送付しました。対象者や実施期間は下記のとおりです。実施医療機関などの詳細につきましては、受診票と同封物をご覧ください。

健診名	対象者	実施期間・実施医療機関
特定健診	国民健康保険加入者で40歳～74歳の人 (令和2年3月末日年齢)	5月～11月 町内・伊勢崎市内の特定健診、 しなやか健診実施医療機関
しなやか健診	後期高齢者医療制度加入者	

福祉医療費受給資格者証の更新のお知らせ

● 住民課国民健康保険係 ☎64-7702 ●

● 母子・父子家庭など

母子・父子家庭などで福祉医療受給資格者証(ピンクのカード)をお持ちの人は、期日までに手続きをお願いします。(該当者には7月上旬に通知を送ります)

日時 7月16日(火)～31日(水)の平日(午前8時30分～午後5時15分)

必要なもの 該当者全員の保険証、福祉医療費受給資格者証、印鑑、戸籍謄本(本籍が玉村町外の人)など

手続き場所 住民課国民健康保険係(役場1階②番窓口)

※なお、7月16日(火)、22日(月)、29日(月)は延長時間(～午後7時)まで窓口受付します。

※詳しくは、郵送される通知をご確認ください。

● 一定の障害があり、受給資格者番号が「0」から始まる人

一定の障害があり、受給資格者番号が「0」から始まる福祉医療受給資格者証(ピンクのカード)をお持ちの人の、8月1日から有効の受給資格者証は、7月下旬ごろに郵送する予定です。

福祉医療制度の利用は申請が必要です

医療機関で保険証を使って受診したときに支払う医療費の一部負担金(保険診療分)や入院時食事療養費標準負担額を助成する制度で、皆さんの税金でまかなわれています。福祉医療を受給できる人は次のとおりです。受給するには申請が必要で、申請後に福祉医療費受給資格者証が交付されます。保険証、印鑑のほかに必要な書類などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象者 [子ども] ……中学校卒業(15歳に達する日以後の最初の3月31日)まで

[一定の障害がある人] …身体障害者手帳1級または2級、療育手帳の判定がA、障害年金1級、特別児童扶養手当1級

[母子、父子家庭など] …18歳未満の児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童)を現に扶養している母子・父子家庭の父母とその児童、および18歳未満の父母のいない児童

※福祉医療受給者で、自立支援医療や特定医療(指定難病)、特定疾患医療など、他にも利用できる公費負担医療制度の要件をみたら、その制度もあわせてご利用ください。

福祉医療制度を安定して運営し、将来にわたりこの制度を維持していくためにも、他の医療費助成制度の併用にご理解とご協力をお願いいたします。

8月1日(木)から後期高齢者医療被保険者証 が新しくなります

● 住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702 ●

新しい被保険者証は7月下旬までに普通郵便でお手元に

現在お使いの被保険者証の有効期限は7月31日(水)です。新しい被保険者証は、7月下旬までに、個人ごとに普通郵便で郵送します。普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の人や役場窓口での受け取りを希望する人は、7月10日(水)までに高齢者医療年金係(☎64-7702)までご連絡をお願いします。

被保険者証が届いたら、名前や住所などを確認してください。間違いがあるときは、新しい被保険者証と印鑑をお持ちの上、住民課(役場1階②番窓口)までお越しください。

現在お使いの被保険者証は、8月1日(木)からは使用できません。住民課へ返却するか、責任を持って処分してください。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」 も新しくなります

保険医療機関で提示することにより、ひと月の同一保険医療機関での窓口支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」、ひと月の同一保険医療機関での窓口支払いが自己負担限度額までとなり、さらに入院したときの食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」も8月1日(木)から新しくなります。昨年度、交付を受けている人で、引き続き対象になる人には新しい被保険者証とともに送ります。

※新規に「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける場合の申請は、随時受け付けています。有効になるのは、申請月の1日からです。対象者がどうかかわからないときはお問い合わせください。

限度額適用認定証対象者

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上、690万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人(現役並み所得者I・II)

限度額適用・標準負担額減額認定証対象者

世帯全員が住民税非課税の人(低所得者I・II)

後期高齢者医療保険料のお知らせ

● 後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

7月中旬に、後期高齢者医療制度に加入している皆さんに今年度の保険料額決定通知書を送付します。通知は個人ごとに送付されますので、お手元に届きましたらよく確認していただき、納付書で納付する人は保険料の納め忘れがないようにしてください。

また、今年度は後期高齢者医療保険料均等割の9割軽減が8割軽減に変わります。令和元年10月から介護保険の負担軽減強化および年金生活者支援給付金の支給開始に伴い見直しが行われました。

● 後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれている人でも口座振替に変更できます。

現在、保険料を年金からの差し引きで支払っている人も、申請により口座振替に変更することができます。口座振替で支払った保険料は、確定申告の際、支払った人の保険料控除に適用されます。それにより、世帯の所得税や住民税の負担が軽くなる場合があります。

※口座振替への変更には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。